

株 主 各 位

大阪府茨木市彩都あさぎ七丁目7番15号
株式会社ステムリム
代表取締役 社長執行役員 岡島正恒

第15期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第15期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本年初頭より、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、政府や都道府県知事から外出自粛が強く要請される事態に至っているにもかかわらず、今なお感染拡大に歯止めがかからない状態が続いております。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、感染拡大防止策を実施させて頂いたうえで、開催させて頂くことといたしました。

しかしながら株主の皆様におかれましては、昨今の状況を鑑み、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面により事前に議決権を行使頂き、株主様の安全を最優先するため、株主総会当日のご来場をなるべくお控え頂きたくお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますて、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示頂き、2020年10月27日（火曜日）午後6時までには到着するよう、ご返送頂きたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年10月28日（水曜日）午後2時
2. 場 所 大阪府吹田市山田丘2-2
大阪大学 吹田キャンパス 银杏会館3階 阪急電鉄・三和銀行ホール
（新型コロナウイルス感染拡大防止のため、座席の間隔を大きく拡げることから用意できる座席に限りがあります。そのため、ご出席者数が規定の30名に達する等、感染拡大防止策が取れないと判断した場合、当日ご来場頂いても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、よろしくごお願い申し上げます。
会場の詳細は末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。

3. 目的事項

報告事項

第15期（2019年8月1日から2020年7月31日まで）
事業報告および計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 資本金の額の減少（減資）の件

第2号議案 取締役4名選任の件

第3号議案 ストック・オプションとして新株予約権を無償で発行する件

以上

-
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合や、新型コロナウイルス感染拡大防止策による自粛要請等で株主総会会場（大阪大学 銀杏会館3階 阪急電鉄・三和銀行ホール）が使用できなくなることが明らかとなった場合は新たな株主総会会場をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.stemrim.com>）に掲載いたしますのであらかじめご了承ください。
 - 株主様でない代理人及び同伴の方など株主様以外の方は原則ご入場頂けませんのでご注意ください。

当社株主総会における新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

＜株主様へのごお願い＞

- ・株主総会へのご出席予定の株主の皆様は、当日までの健康状態にご留意頂き、体調不良の方におかれましては、株主総会への出席をお控えください。
- ・ご高齢の方、基礎疾患をお持ちの方、妊娠されている方におかれましては、株主総会へのご出席を見合わせることをご検討ください。
- ・ご出席される株主様におかれましては、会場入口での検温、マスクの着用及び消毒液のご使用に、ご協力をお願い申し上げます。ご協力頂けない場合、入場をお断りさせていただきます。
- ・会場入口での検温の結果、37.5度以上の発熱が確認されたり、咳・呼吸困難、味覚・嗅覚異常等の新型コロナウイルスの感染が疑われる症状をお持ちの方は、感染防止のため、ご入場をお断りいたします。また、ご入場後、体調がすぐれないようにお見受けされる株主様につきましても、運営スタッフがお声がけをさせていただきます、ご退出をお願いする場合がございます。
- ・議決権行使は書面によっても可能です。書面による議決権行使もご検討ください。
- ・本総会では、会場での身体的距離を確保するため、当日のご出席株主様の人数を当日の受付順で定員30名以内に制限させていただきます。定員に達した場合、当日ご来場頂いても入場をお断りさせていただきますので、予めご了承の程、よろしくお願いいたします。
- ・当社は、本総会においてできる限りの感染防止策を講じますが、株主様が本総会に出席したことで新型コロナウイルスに感染した場合において、責任を負うことはできません。

＜接触感染リスク低減のための当社の対応について＞

- ・運営スタッフは、事前に検温を実施し、体調に問題ないことを確認のうえ、マスクを着用して対応させていただきます。
- ・受付付近など会場内各所に、消毒液を設置させていただきます。
- ・当社役員につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大リスクの低減の観点から、株主総会当日の健康状態にかかわらず、一部の役員のみのお出席やオンラインによる出席とさせていただきます。
- ・株主総会後の事業説明会は実施いたしません。
- ・お土産、お飲み物等の配布は行いません。
- ・議事進行を円滑かつ効率的に執り行うことで、例年よりも短時間で終了することを予定しております。ご理解ならびにご協力をお願いいたします。

事業報告

(2019年8月1日から
2020年7月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当事業年度(2019年8月1日～2020年7月31日)の具体的な進捗としましては、塩野義製薬株式会社(本社：大阪市中央区、代表取締役社長：手代木 功、以下「塩野義製薬」という。)との間で、レダセムチド(HMGB1より創製したペプチド医薬。)に関して、今後、新規の複数疾患に対する臨床開発を加速度的に展開していくための新たな契約を締結いたしました。当社がこれまでに複数のアカデミア・グループとの共同研究を通じて蓄積してきた非臨床研究のエビデンスを活用して、新たに3つの疾患(慢性肝疾患、変形性膝関節症、心筋症)を対象とした医師主導治験を開始する準備を進めております。塩野義製薬との新規契約により、新たに最大で総額31億円の対価を受け取る予定で、その一部17億円はすでに受領しております。

また、2020年6月に再生誘導医薬研究で世界をリードする当社の新たな研究開発拠点として、国立大学法人大阪大学と共同で「再生誘導医学協働研究所(床面積1,540㎡)」を開設しました。大阪大学は、再生誘導医学並びに再生医学の基礎研究、臨床研究が盛んに行われている日本における先進的な研究機関です。大阪大学が、外部企業等との多面的な産学協働活動を推進することを目的に運用する「協働研究所」の制度を活用することで、①大阪大学内の幅広い学部・学科との緊密かつ横断的・効率的な連携が可能となる、②施設内において大阪大学に限らず国内外の他大学・研究機関との共同研究も可能となる、などの利点があります。当社は、本協働研究所の開設により、再生誘導医薬の世界的なリーディングカンパニーとしての地歩をさらに確固たるものにすることが可能となりました。

さらに、2020年4月に、PJ1-01として開発を進めている栄養障害型表皮水疱症を対象とした骨髄間葉系幹細胞動員医薬レダセムチドの臨床試験(第Ⅱ相医師主導治験)の終了に伴い、塩野義製薬とのライセンス契約に定められたマイルストーンペイメントの条件を充たし、本契約に係るマイルストーンを達成いたしました。本臨床試験(第Ⅱ相医師主導治験)においてはデータ解析速報が2020年1月に公表され、栄養障害型表皮水疱症に対するレダセムチド治療効果の長期持続性が確認されたこと、また副次評価(安全性評価)では懸念となる有害事象は観察されず、栄養障害型表皮水疱症患者におけるレダセムチド投与の安全性が確認されたことが併せて報告されました。また、治療効果が薬剤投与終了後6か月間以上と長期に持続していることは、レダセムチドそのものは投与後速やかに分解され体内から消失することから、『薬剤によって骨髄から血管内に動員された幹細胞が、循環血流を経て損傷部位に集積し長期間にわたりその効果を発揮し続ける』という、再生誘導医薬のメカニズムが、表皮水疱症において証明されたと考えられます。

このような状況のもと、当社は、塩野義製薬と締結しているレダセムチドに関するライセンス契約に基づくマイルストーンペイメント及び、レダセムチドの適応拡大に向けた新規契約に基づく一時金を受領したことにより、当事業年度の事業収益

は、2,100,000千円（前事業年度は、事業収益100,000千円）となりました。営業利益については、事業推進のための研究開発費1,356,646千円を含む、事業費用1,684,286千円を計上した結果、415,713千円（前事業年度は、営業損失726,861千円）となりました。また、中小企業庁・戦略的基盤技術高度化支援事業の補助金収入等を計上した結果、経常利益は361,030千円（前事業年度は、経常損失722,594千円）となり、その結果、当期純利益は347,761千円（前事業年度は、当期純損失721,209千円）となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度の設備投資の総額は226,721千円であり、主なものは、再生誘導医学協働研究所の設立に伴う工事等であります。

(3) 資金調達の状況

当事業年度において、東京証券取引所マザーズ市場への上場に伴う公募増資及びオーバーアロットメントによるSMBC日興証券を割当先とした第三者割当を実施しており、7,769,407千円の資金を調達しております。

(4) 対処すべき課題

当社が属する再生医薬品分野は、世界的にも普及段階まで至っておらず、このような最先端医療分野は環境変化のスピードが極めて早いと考えられ、潜在的な競争相手に先行し、他社の知的財産権を上回る開発をする必要性があります。

このような経営環境のもと、当社が対処すべき当面の課題としては、主に下記①～⑥の6点があります。

① 既存事業の展開支援と新規事業の開発推進

レダセムチドについては、塩野義製薬への導出が完了していることから、今後も引き続き、導出先企業による臨床開発が滞りなく進められ、さらに、将来幅広い適応症に対して開発が展開されるよう、導出先企業に対する側面支援を継続していくことが、当社の重要な役割であると考えております。また、新潟大学において慢性肝疾患を対象として実施される医師主導治験及び、弘前大学において変形性膝関節症を対象として実施される医師主導治験に対する継続的な支援も、引き続き、当社の重要な役割であるとして認識しております。先行している、表皮水疱症治療薬を対象とした再生誘導医薬の医薬品としての承認申請が順調に進捗すれば、当該医薬品の表皮水疱症治療薬としての上市のみならず、他の適応症への展開が加速されるものと期待しております。その他のパイプラインについても新たな事業提携に繋げていくことが、今後の当社の重要な経営課題であると考えております。

② 臨床応用の加速

再生誘導医薬は生体内に存在する間葉系幹細胞を活性化することにより、損傷組織の機能的再生を促進しますが、生体内における間葉系幹細胞については、正確な局在、機能、性質、種類など不明な点も数多く存在します。

一方で、大阪大学と当社は、これまで約10年にわたり、再生誘導医薬の共同研究を続け、数多くの知見やノウハウを手にかけています。また、これまでに再生誘導医薬の表皮水疱症の臨床治験が実施され、慢性肝疾患や変形性膝関節症等に対する臨床治験も予定されています。大阪大学と当社が蓄積してきた基礎研究の膨大なデータと臨床研究及び治験のデータの相互評価及び相互利用によって、開発を加速することができると考えております。

③ 研究助成金の獲得

医薬品の研究開発には、多額の先行投資が必要とされ、同時に少なからぬ開発リスクが伴います。当社では、プロジェクトが非臨床試験若しくは早期臨床開発段階に達した時点で、製薬企業との提携若しくは候補品の導出を行い、比較的早期に自社の開発費負担を低減させることを基本戦略としておりますが、それでもなお、候補物質スクリーニング法の開発と薬効メカニズム検討のための基礎研究、候補化合物の探索研究、パイロット製造、薬効薬理・安全性試験など、臨床試験に至るまでの過程で多大な研究開発費を自社で負担する必要が生じます。

これまで当社は、公的研究助成金を積極的に活用することで、これらリスクの高い早期探索研究に要する研究開発費の負担を補ってまいりました。既存プロジェクトの導出が完了し、今後、探索研究段階にある新規プロジェクトの数が増加していくことから、引き続き、公的研究助成金を積極的に獲得し活用していくことが、当社の重要な経営課題であると認識しております。

④ 優秀な人材の獲得

当社が取り組む再生誘導医薬の分野は、今後、国内外バイオ・製薬企業との競争が激化することが予想され、より一層の研究開発の加速と競合他社との差別化が必要になると考えております。そのため、独創的な研究活動を支える優秀な研究人材の獲得は、当社の喫緊の経営課題であると認識しております。

⑤ 財務基盤の拡充

当社が今後とも、既存の開発候補品の臨床開発を支援しながら、新規の再生誘導医薬候補物質の探索及び研究開発への投資を安定的に継続していくためには、必要に応じて、株式発行による資本市場からの資金調達を実施し、財務基盤の充実と安定化を図っていくことが、今後の当社にとって重要な経営課題であるとと考えております。

⑥ 新型コロナウイルス感染症による影響について

当社における新型コロナウイルス感染症による影響につきまして、緊急事態宣言下にて非臨床試験担当者を除く従業員のテレワークを推進し、可能な限り研究開発を予定通りに進行してまいりました。緊急事態宣言解除後につきましては、新型コロナウイルス感染対策の一環として研究作業中のソーシャルディスタンスの維持、自動車通勤の奨励、通勤ラッシュを避けた時差出勤の励行、研究業務に支障がない範囲でのテレワークの推進を実施しております。また従業員の安全確保の観点から、海外への渡航、国内出張の制限、テレワーク等の対応を実施しておりますが、今後、さらなる就業環境や業務プロセスの変容が必要となる可能性があります。

以上により、当社における新型コロナウイルス感染症による影響は限定的であると考えておりますが、今後新型コロナウイルス感染症がさらに拡大し、事態が長期化、深刻化した場合は、研究開発が予定通りに進行せず、開発の延長や中止が発生する可能性に対処していくことは、当社にとって重要な経営課題であると考えております。

株主の皆様におかれましては、今後とも引き続き一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第12期 2017年7月期	第13期 2018年7月期	第14期 2019年7月期	第15期 (当事業年度) 2020年7月期
事業収益(千円)	300,000	200,000	100,000	2,100,000
当期純利益又は 当期純損失(△)(千円)	△123,936	△323,822	△721,209	347,761
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)(円)	△3.50	△8.47	△16.85	6.44
総 資 産 (千円)	1,043,521	1,924,782	2,687,861	11,281,415
純 資 産 (千円)	991,156	1,872,163	2,595,904	10,850,054
1株当たり純資産(円)	27.96	47.44	58.62	189.62

(6) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。
- ③ 特定完全子会社に関する事項
該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

当社が創業以来、その実現を目指し研究開発に取り組んできた「再生誘導医薬」は、怪我や病気により損傷し機能を失った生体組織の機能的再生・治癒を促進する、唯一無二の新しい作用メカニズムにもとづく再生医療の医薬品です。

再生誘導医薬は、従来型の再生医療／細胞治療とは異なり、生きた細胞の投与を必要とせず、物質＝医薬品の投与によって、患者自身の体内に存在する幹細胞を活性化する方法で、より簡便かつ安全に、治療効果の高い再生医療を実現します。再生誘導医薬開発により、細胞製剤では難しい安定した品質による迅速な再生医療を実現する製品供給が可能となることから、広く普及可能な新しい再生医療となり得ます。

再生誘導医薬の投与によって患者の体内で誘導される幹細胞は、血液循環を介して体内を巡り、損傷した組織に集積します。幹細胞は、神経や皮膚、骨、軟骨、筋肉、血管など、様々な種類の組織に分化する能力を有するため、再生誘導医薬という共通のプラットフォームによって、脳梗塞、頭部外傷、ALSや脊髄損傷などの中枢神経系疾患、心筋梗塞や心筋症などの循環器系疾患、難治性皮膚潰瘍などの上皮系疾患、慢性肝疾患や潰瘍性大腸炎などの消化器系疾患、難治性骨折や軟骨損傷などの骨格器系疾患、肺線維症などの呼吸器系疾患のように、多様な疾患に対して幅広い治療効果をもたらすことが期待されます。

当社で最も開発の進む開発品は、栄養障害型表皮水疱症治療薬としての再生誘導医薬品（レダセムチド）であり、現在、医薬品としての承認申請準備中であります。また、脳梗塞治療薬の開発については、本医薬品のライセンス先である塩野義製薬において、第Ⅱ相臨床試験が開始され、これまでに被験者の組み入れ及び安全性の確認が進捗しております。その他の疾患において、心筋症治療薬の開発については、大阪大学医学系研究科心臓血管外科学講座との共同研究で実施した非臨床試験にて、心筋梗塞や各種心筋症の疾患モデル動物を用いた薬効試験で顕著な治療効果と作用メカニズムの証明がなされております。変形性膝関節症治療薬の開発については、これまでににおこなわれた非臨床試験にて、疾患モデル動物を用いた薬効試験で治療効果が確認されており、2020年内に弘前大学において変形性膝関節症患者に対するレダセムチドの有効性及び安全性を評価する医師主導試験が開始されることが計画されています。慢性肝疾患治療薬の開発については、疾患モデル動物を用いた非臨床試験にて、有効性が確認されており、2020年内に新潟大学において慢性肝疾患患者に対するレダセムチドの有効性及び安全性を評価する医師主導試験が開始されることが計画されています。

当該開発品をはじめとして、当社はこれまでの研究開発活動を通じて、複数の疾患に対する複数の研究開発パイプライン（医薬品候補群）を保有しており、再生誘導医薬の実用化に向けた多面的・多層的な創薬研究開発事業を展開しております。

(8) 主要な事業所

名 称	所 在 地
本 社 ・ 彩 都 ラ ボ	大阪府茨木市
再生誘導医学協働研究所	大阪府吹田市
大 阪 大 学 ラ ボ	大阪府吹田市
東 京 事 務 所	東京都千代田区

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減
34名（19名）	13名増（増減なし）

(注) 従業員数は、就業員数（契約社員、常用パートを含む。）であります。なお、臨時雇用者数（派遣社員）は、（ ）内に外数で記載しております。

(10) 主要な借入先

該当事項はありません。

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 150,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 56,789,400株
- (3) 株主数 19,732名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
玉 井 克 人	9,600,000株	16.9%
玉 井 佳 子	5,400,000	9.5
大 久 保 俊 幸	4,382,200	7.7
富 田 憲 介	4,342,600	7.6
株式会社SMB C信託銀行 信 託 口 08900027	2,850,000	5.0
みやこ京大イノベーション 投資事業有限責任組合	2,443,200	4.3
山 崎 尊 彦	2,030,000	3.6
塩 野 義 製 薬 株 式 会 社	1,800,000	3.2
金 崎 努	1,600,000	2.8
大和日台バイオベンチャー 投資事業有限責任組合	1,000,000	1.8

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、2019年8月9日に東京証券取引所マザーズへの新規上場をしており、2019年8月8日を払込期日とする公募による新株式の発行により、発行済株式の総数は8,100,000株増加し、資本金及び資本準備金がそれぞれ3,766,500千円増加しております。また2019年9月11日を払込期日とするオーバーアロットメントによる当社株式の売出しを行い、SMB C日興証券を割当先とする第三者割当による新株式の発行により、発行済株式の総数は272,100株増加し、資本金及び資本準備金がそれぞれ126,526千円増加しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日に当社役員が保有している新株予約権等の状況

項目		第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
発行決議日		2012年5月31日	2013年7月31日	2014年6月25日
新株予約権の数		4,450個	6,010個	1,650個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式 1,335,000株	普通株式 1,803,000株	普通株式 495,000株
新株予約権1個当たりの発行価額		無償	無償	無償
新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額		1株につき2円	1株につき5円	1株につき100円
新株予約権の行使期間		自 2014年6月1日 至 2022年5月31日	自 2015年8月1日 至 2023年7月31日	自 2016年6月26日 至 2024年6月25日
役員 の 保有状況	取締役(社外取締役を除く)	1,448個(3名) 434,400株	3,750個(3名) 1,125,000株	1,500個(1名) 450,000株
	社外取締役	—	—	—
	監査役	—	—	—

項目		第5回新株予約権(イ)	第7回新株予約権(ア)	第7回新株予約権(イ)
発行決議日		2015年12月4日	2017年12月28日	2018年4月27日
新株予約権の数		510個	740個	930個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式 153,000株	普通株式 222,000株	普通株式 279,000株
新株予約権1個当たりの発行価額		無償	無償	無償
新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額		1株につき283円	1株につき300円	1株につき300円
新株予約権の行使期間		自 2016年12月6日 至 2024年12月5日	自 2019年10月27日 至 2027年10月26日	自 2019年10月27日 至 2027年10月26日
役員 の 保有状況	取締役(社外取締役を除く)	300個(1名) 90,000株	—	—
	社外取締役	—	—	—
	監査役	—	50個(1名) 15,000株	150個(1名) 45,000株

項目		第8回新株予約権(イ)	第8回新株予約権(ウ)	第9回新株予約権(ア)
発行決議日		2018年12月17日	2019年3月14日	2020年3月12日
新株予約権の数		100個	1,432個	13,842個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式 30,000株	普通株式 429,600株	普通株式 1,384,200株
新株予約権1個当たりの発行価額		無償	無償	無償
新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額		1株につき300円	1株につき300円	1株につき407円
新株予約権の行使期間		自 2020年10月26日 至 2028年10月25日	自 2020年10月26日 至 2028年10月25日	自 2022年3月13日 至 2030年3月11日
役員 の 保有状況	取締役(社外取締役を除く)	—	1,000個(1名) 300,000株	10,302個(6名) 1,030,200株
	社外取締役	—	—	180個(1名) 18,000株
	監査役	100個(1名) 30,000株(注)	—	960個(3名) 96,000株

項目		第9回新株予約権(ウ)
発行決議日		2020年5月15日
新株予約権の数		6,984個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式 698,400株
新株予約権1個当たりの発行価額		無償
新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額		1株につき547円
新株予約権の行使期間		自 2022年5月16日 至 2030年5月14日
役員 の 保有状況	取締役(社外取締役を除く)	4,500個(4名) 450,000株
	社外取締役	—
	監査役	200個(1名) 20,000株

(注) 当社監査役就任前に付与されたものであります。

(2) 当事業年度中に当社使用人に交付した新株予約権の状況

項目	第9回新株予約権(ア)	第9回新株予約権(ウ)	第9回新株予約権(エ)
発行決議日	2020年3月12日	2020年5月15日	2020年5月29日
新株予約権の数	13,842個	6,984個	599個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 1,384,200株	普通株式 698,400株	普通株式 59,900株
新株予約権1個当たりの発行価額	無償	無償	無償
新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額	1株につき407円	1株につき547円	1株につき643円
新株予約権の行使期間	自 2022年3月13日 至 2030年3月11日	自 2022年5月16日 至 2030年5月14日	自 2022年5月30日 至 2029年5月29日
当社使用人への交付状況	2,400個(8名) 240,000株	2,284個(7名) 228,400株	99個(4名) 9,900株

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長CEO	富田 憲介	
代表取締役社長COO	岡島 正恒	
取締役副社長	山崎 尊彦	探索研究部長
取締役	星野 智之	経営管理部長
取締役	金崎 努	社長室長
取締役	横田 耕一	医薬研究部長
取締役	梅田 和宏	エムスリーアイ(株) 代表取締役社長 エムスリー(株) 事業開発グループ 投資担当パートナー POCクリニカルリサーチ(株) 取締役 (株)多磨バイオ 取締役 (株)ポル・メド・テック 取締役 (株)U・P・M 取締役
取締役	澤井 典子	(一財)社会変革推進財団 事業本部インパクト・オフィサー
常勤監査役	久渡 庸二	
監査役	水上 亮比呂	水上亮比呂公認会計士事務所 代表 (株)リベルタ 取締役 (株)レックスアドバイザーズ 取締役 工藤建設(株) 監査役
監査役	島田 洋一郎	

- (注) 1. 取締役梅田和宏氏及び澤井典子氏は、社外取締役であります。
2. 監査役久渡庸二氏、水上亮比呂氏及び島田洋一郎氏は社外監査役であります。
3. 当社は、取締役梅田和宏氏及び澤井典子氏並びに、監査役久渡庸二氏、水上亮比呂氏及び島田洋一郎氏を東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役水上亮比呂氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 2019年10月24日開催の第14期定時株主総会終結の時をもって、監査役行正秀文氏、津田和義氏は辞任により退任いたしました。
6. 取締役岡島正恒氏は、2020年8月1日付で代表取締役社長執行役員となっており、当該取締役の地位及び担当は、期末日時点の地位及び担当であります。
7. 取締役山崎尊彦氏、星野智之氏、金崎努氏及び横田耕一氏は、2020年7月31日に取締役を辞任し、執行役員となっております。当該取締役の地位及び担当は、退任時の地位及び担当であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

取締役梅田和宏氏及び澤井典子氏並びに監査役久渡庸二氏、水上亮比呂氏及び島田洋一郎氏は当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

(3) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	7名 (1名)	149,292千円 (2,235千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	5名 (5名)	13,364千円 (13,364千円)
合 計	12名	162,657千円

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2017年10月26日開催の定時株主総会において年額300,000千円以内と決議頂いております。
2. 監査役の報酬限度額は、2019年10月24日開催の定時株主総会において年額30,000千円以内と決議頂いております。
3. 取締役の報酬等については取締役会の決議により、監査役の報酬等については監査役の協議により決定しております。
4. 上記報酬等の額には、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額(取締役56,164千円、監査役4,514千円)を含んでおります。
5. 当事業年度末現在の人員は、取締役8名(うち社外取締役2名)、監査役3名(うち社外監査役3名)であります。上記の支給人員と相違しているのは、無報酬の社外取締役1名の在任があり、また2019年10月24日開催の第14期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役2名を含んでいるためです。

(4) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職先と当社との関係

取締役梅田和宏氏は、エムスリーアイ株式会社の代表取締役社長であり、POCクリニックリサーチ株式会社、株式会社多磨バイオ、株式会社ポル・メド・テック及び株式会社U・P・Mの取締役、エムスリー株式会社の事業開発グループ投資担当パートナーであります。なお、当社と各社との間には、特別の利害関係はありません。

取締役澤井典子氏は、一般財団法人社会変革推進財団の事業本部インパクト・オフィサーであります。なお、当社との間には、特別の利害関係はありません。

監査役水上亮比呂氏は、水上亮比呂公認会計士事務所代表、株式会社リベルタ取締役、株式会社レックスアドバイザーズ取締役及び工藤建設株式会社監査役であります。なお、当社と各社との間には特別の利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	梅 田 和 宏	当期開催の取締役会17回中16回に出席し、主にベンチャーキャピタリストとしての業務や、医療サービス事業開発業務から得た豊富な経験と高い見識に基づき、事業戦略、経営全般についての助言や提言を頂いております。
	澤 井 典 子	就任後開催の取締役会13回すべてに出席し、バイオ・ヘルスケア分野における長年の知見及び、各省庁、製薬企業、アカデミア等への幅広いネットワークを通じた見識に基づき、事業戦略、研究開発業務全般についての助言や提言を頂いております。
社外監査役	久 渡 庸 二	当期開催の取締役会17回のすべてに出席し、また、当期開催の監査役会17回のすべてに出席し、事業開発、マーケティング業務における経験により培われた、業界特有の商慣習に精通した視点から適宜適切な発言を行っております。
	水 上 亮 比 呂	就任後開催の取締役会13回中12回に出席し、また、就任後開催の監査役会13回中12回に出席し、公認会計士としての専門的な知識及び、実務経験により培われた経営及び会計に対する高い見識から、適宜適切な発言を行っております。
	島 田 洋 一 郎	就任後開催の取締役会13回すべてに出席し、また、就任後開催の監査役会13回すべてに出席し、金融機関等において培われた実務経験及び内部監査等に係る幅広い知識により培われた、内部監査人としての視点から、適宜適切な発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	金 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	16,500千円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16,500千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査の実施状況、監査計画及び報酬見積りの相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が職務の義務に違反し、または職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があると判断した場合には、会社法第340条の規定に基づき、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。また、そのほか会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、監査役会は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

6. 業務の適正を確保するための体制

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会による決議の内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ 取締役及び使用人は、その職務の遂行に当たり、コンプライアンス体制に係る規程を、法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。
 - ロ 法令等遵守の統轄組織として、リスク・コンプライアンス委員会を置き、法令遵守体制の整備及び維持を図る。
 - ハ 法令上疑義のある行為等については従業員が直接情報提供を行う手段として内部通報制度を設置・運営する。
 - ニ 内部監査人は、別に定める「内部監査規程」に基づき各部門の業務執行及びコンプライアンス状況について定期的に内部監査を行い、その結果を代表取締役へ報告する。また、内部監査人は、監査役の独立性に支障が生じない範囲において、監査役と連携するよう努力し、監査の合理性確保に努める。
 - ホ 財務報告の信頼性を確保するための内部統制の体制を整備・運用し、適切に評価を行う。
 - ヘ 監査役は、取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを検証し、監視機能の実効性向上に努める。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - イ 取締役の職務遂行に係る情報については、法令、「記録管理規程」及びその他社内規程に基づき適切に保存・管理を行う。
 - ロ 監査役会又は監査役が要求した場合、当該文書を速やかに閲覧に供する。
 - ハ 当社は、機密情報につき「機密情報管理規程」を制定し、当社の機密情報の管理・保全について定め、企業秘密の漏えい防止体制を構築する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理に関する規程その他の体制に関する事項については、別に定める「リスクマネジメント規程」、「コンプライアンス規程」を制定するとともに、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、企業活動に影響を及ぼすおそれのあるリスクの未然防止及びトラブル発生時における迅速・適切な対応を図る。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会は各取締役の職務の執行を監督する。
 - ロ 取締役会は毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
 - ハ 別に定める「職務権限規程」に基づき、迅速効率的な業務執行を図る。
- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
 - 監査役は、その職務を補助すべき使用人（以下、「補助使用人」という。）の業務執行者からの独立性の確保に努めなければならない。
- ⑥ 補助使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - 補助使用人の独立性の確保のため、補助使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等、雇用に係る重要事項についてはあらかじめ監査役会の同意を得る。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - イ 監査役は取締役会のほか、必要に応じて重要会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人にその説明を求めることができる。
 - ロ 取締役は、取締役会において担当する業務執行に関して重大な法令・定款違反及び不正行為の事実又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときには、速やかに監査役に報告する。
 - ハ 使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実や、重大な法令又は定款違反事実を知ったときには、速やかに監査役に報告する。
 - ニ 監査役へ報告した者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けることを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。
- ⑧ その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - イ 代表取締役は監査役会と定期的に会合を持ち、会社に対処すべき課題、監査役監査の環境設備の状況、監査上の重要課題について意見を交換し、相互意識を深めるように努める。
 - ロ 取締役及び使用人は、監査役が別に定める「監査役監査規程」に基づき、監査を行う場合にはこれに協力する。

ハ 監査役の職務の執行について生じる費用等、所要費用の請求を監査役から受けたときは、当社は監査役の職務執行に明らかに必要でないと思えられる場合を除き、その費用を負担する。

⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的な活動や勢力とは、合法的であるか否かを問わず、また名目の如何を問わず、一切の関係を持たず、また取引を行わないことを基本的な考え方としております。

当該考え方及び「反社会的勢力対策規程」に基づき、反社会的勢力及び団体と一切の関係を排除するための以下の社内体制を整備・運用しております。

- ・反社会的勢力への対応部署、不当要求防止責任者の設置及び講習等の受講
- ・不当な金銭等の要求に関する外部機関への届出ルールの設定
- ・取引に際しての「日経テレコン」その他インターネット検索等に基づく反社会的勢力チェックの実施

(2) 業務の適正を確保するための体制についての運用状況の概要

当社は、上記の整備方針に基づき、業務の適正を確保するための体制を整備し、運用しております。

当事業年度におきましては、取締役会は17回開催され、社外取締役及び監査役が出席し、取締役の職務執行が法令及び定款に適合し適切かつ効率的に実施されるよう監督を行うとともに、必要に応じて適宜意見を述べております。

監査役会は監査方針及び監査計画を策定し、取締役会への出席を通じて取締役の職務執行の状況を監督するとともに、各取締役との面談、稟議書等の重要書類の閲覧、会計監査人及び内部監査人からの意見聴取、情報交換を行い、取締役及び使用人の職務執行の状況を監査しております。

内部監査人は、監査計画に従う各部署への監査を通じて、使用人の職務遂行が法令、社内規程等に従って適切に実施されていることについて監査を行いました。必要に応じて改善指示等を行うなど、より適切な業務の実施に向けて活動を行っております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

株主への利益還元については、重要な経営課題と認識しており、将来的には経営成績及び財政状態を勘案しつつ、剰余金の分配を検討する所存であります。当面は、多額の先行投資を行う研究開発活動の継続的かつ計画的な実施に備えた資金の確保を優先し、配当は行わない方針であります。

なお、配当を行う場合につきましては、期末配当の決定機関は株主総会としております。また、当社は取締役会決議によって、毎年1月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。

貸借対照表

(2020年7月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	10,966,711	流動負債	354,529
現金及び預金	10,675,242	未払金	252,956
貯蔵品	18,047	未払費用	19,192
前払費用	266,630	未払法人税等	3,286
その他	6,790	リース債務	2,980
固定資産	314,704	預り金	14,867
有形固定資産	229,006	その他	61,245
建物	207,748	固定負債	76,830
工具器具備品	21,257	リース債務	6,733
無形固定資産	1,104	資産除去債務	59,390
ソフトウェア	1,104	繰延税金負債	10,707
投資その他の資産	84,592	負債合計	431,360
長期前払費用	78,135	(純資産の部)	
敷金及び保証金	6,457	株主資本	10,768,294
		資本金	49,288
		資本剰余金	10,371,245
		資本準備金	10,371,245
		利益剰余金	347,761
		その他利益剰余金	347,761
		繰越利益剰余金	347,761
		新株予約権	81,760
		純資産合計	10,850,054
資産合計	11,281,415	負債・純資産合計	11,281,415

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2019年8月1日から
2020年7月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
事業収益		2,100,000
事業費用		
研究開発費	1,356,646	
販売費及び一般管理費	327,640	1,684,286
営業利益		415,713
営業外収益		
受取利息	12	
助成金収入	13,049	
雑収入	18	13,080
営業外費用		
支払利息	296	
株式交付費	55,221	
上場関連費用	9,363	
雑損失	2,882	67,764
経常利益		361,030
税引前当期純利益		361,030
法人税、住民税及び事業税	3,288	
法人税等調整額	9,980	13,268
当期純利益		347,761

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2019年8月1日から
2020年7月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本 剰 余 金	資本剰余金 合 計
当 期 首 残 高	812,475	2,802,565	—	2,802,565
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行	3,912,314	3,912,314		3,912,314
減 資	△4,675,501	3,656,365	1,019,135	4,675,501
欠 損 填 補			△1,019,135	△1,019,135
当 期 純 利 益				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当 期 変 動 額 合 計	△763,187	7,568,680	—	7,568,680
当 期 末 残 高	49,288	10,371,245	—	10,371,245

	株 主 資 本			新株予約権	純資産合計
	利 益 剰 余 金		株 主 資 本 合 計		
	その他利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計			
当 期 首 残 高	△1,019,135	△1,019,135	2,595,904	—	2,595,904
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行			7,824,629		7,824,629
減 資			—		—
欠 損 填 補	1,019,135	1,019,135	—		—
当 期 純 利 益	347,761	347,761	347,761		347,761
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				81,760	81,760
当 期 変 動 額 合 計	1,366,896	1,366,896	8,172,390	81,760	8,254,150
当 期 末 残 高	347,761	347,761	10,768,294	81,760	10,850,054

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 3～18年

工具器具備品 4～10年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア 5年

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

定額法を採用しております。

3. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(追加情報)

当社では、固定資産の減損会計等の会計上の見積りについて、計算書類作成時において入手可能な情報に基づき実施しております。新型コロナウイルス感染症拡大による当社への影響は現時点では限定的であり、当事業年度の見積りに大きな影響を与えるものではないと判断しております。

(貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額 17,694千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 56,789,400株

2. 当事業年度末における発行している新株予約権（行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 3,887,400株

(税効果会計関係に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

繰越欠損金 48,762千円

研究開発費 168,332千円

資産除去債務 20,246千円

新株予約権 3,429千円

一括償却資産償却超過額 3,435千円

小計 244,205千円

税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 Δ 48,762千円

将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 Δ 187,436千円

評価性引当額小計 Δ 236,198千円

繰延税金資産合計 8,006千円

繰延税金負債

資産除去費用 Δ 18,713千円

繰延税金負債合計 Δ 18,713千円

繰延税金負債（ Δ ）の純額 Δ 10,707千円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については短期的な預金に限定し、資金調達については、エクイティブ・ファイナンスやリース取引を活用しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

敷金及び保証金は、主に事業所の賃貸借契約に伴い預託しており、預託先の信用リスク等にさらされております。

営業債務である未払金は、通常1年以内の支払期日であります。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、研究用機材の購入に係る資金調達を目的としたものであります。償還日は決算日後5年以内であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

敷金及び保証金は、契約締結前に契約先の信用状況及び対象物件の権利関係などの確認を行うとともに、契約先ごとに期日管理及び残高管理を行っております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、担当部署が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性を一定水準以上に維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれる可能性があります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当社の営業債権は特定の大口顧客に集中する可能性が高いものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
①現金及び預金	10,675,242	10,675,242	—
資 産 計	10,675,242	10,675,242	—
①未払金	252,956	252,956	—
②未払法人税等	3,286	3,286	—
③リース債務(注) 1	9,714	9,724	10
負 債 計	265,957	265,967	10

(注) 1. 一年内返済予定のリース債務を含んでおります。

2. 金融商品の時価の算定方法

資 産

① 現金及び預金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

① 未払金、② 未払法人税等

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③ リース債務

元利金の合計額を同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

3. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区 分	貸借対照表計上額
敷金及び保証金	6,457

敷金及び保証金については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 189円62銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 6円44銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

(ストック・オプションとしての新株予約権の発行)

当社は、2020年8月13日開催の取締役会において、当社の執行役員、従業員及び社外協力者に対し、2019年10月24日開催の定時株主総会で承認されました、ストック・オプションとしての新株予約権を発行することを決議いたしました。

1. スtock・オプションとしての新株予約権を発行する理由

当社の研究開発の進展に対する貢献意欲や士気を高めることにより、企業価値向上に資すること、及び当社監査役の厳正なる監査への意識を高めることを目的とし、目標を適切に達成するために払込金額無償にて発行するものといたします。

報酬等としての新株予約権の公正価値は、割当日における諸条件を元に、企業会計基準委員会が公表する「ストック・オプション等に関する会計基準」に記載される株式オプション価格算定モデルを用いて算出するものとします。

2. 新株予約権の発行要領

(1) 第9回新株予約権 (オ)

①新株予約権の発行日

2020年8月14日

②付与対象者の区分及び人数

当社執行役員及び従業員 6名

③新株予約権の発行数

1,995個

④新株予約権の発行の際の払込金額

金銭の払込を要しないものとする

⑤新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 199,500株 (新株予約権1個につき100株)

⑥新株予約権行使時の払込金額

1株当たり 902円

⑦新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- i) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- ii) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記i)記載の資本金等増加限度額から上記i)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑧新株予約権の行使の条件

- i) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は社外協力者のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- ii) 新株予約権の相続はこれを認めない。
- iii) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

⑨新株予約権の行使期間

2022年8月15日から2030年8月13日までとする。

(2) 第9回新株予約権（カ）

①新株予約権の発行日

2020年8月28日

②付与対象者の区分及び人数

社外協力者 1名

③新株予約権の発行数

300個

④新株予約権の発行の際の払込金額

金銭の払込を要しないものとする

⑤新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 30,000株（新株予約権1個につき100株）

⑥新株予約権行使時の払込金額

1株当たり 835円

⑦新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- i) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- ii) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記i)記載の資本金等増加限度額から上記i)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑧新株予約権の行使の条件

- i) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は社外協力者のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- ii) 新株予約権の相続はこれを認めない。
- iii) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

⑨新株予約権の行使期間

2022年8月29日から2029年8月28日までとする。

(3) 第9回新株予約権 (キ)

①新株予約権の発行日

2020年9月23日

②付与対象者の区分及び人数

社外協力者 2名

③新株予約権の発行数

280個

④新株予約権の発行の際の払込金額

金銭の払込を要しないものとする

⑤新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 28,000株 (新株予約権1個につき100株)

⑥新株予約権行使時の払込金額

1株当たり 974円

⑦新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- i) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- ii) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記i)記載の資本金等増加限度額から上記i)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑧新株予約権の行使の条件

- i) 新株予約権の割当を受けた者 (以下「新株予約権者」という。) は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は社外協力者のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- ii) 新株予約権の相続はこれを認めない。
- iii) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

⑨新株予約権の行使期間

2022年9月24日から2029年9月23日までとする。

(その他の注記)

記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年9月25日

株式会社ステムリム
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 笹山直孝 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 三戸康嗣 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ステムリムの2019年8月1日から2020年7月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年8月1日から2020年7月31日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年9月25日

株式会社ステムリム 監査役会

常勤監査役(社外監査役) 久 渡 庸 二 ㊟

監査役(社外監査役) 水 上 亮比呂 ㊟

監査役(社外監査役) 島 田 洋一郎 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 資本金の額の減少（減資）の件

今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少し、資本準備金に振り替えるものがあります。

なお、本議案は、払い戻しを行わない無償減資であり、発行済株式総数を変更することなく、資本金の額を減少するものであるため、株主の皆様が所有する株式数に影響を与えるものではございません。また、今回の資本金の額の減少によって当社の純資産額及び発行済株式総数にも変更はございませんので、1株当たり純資産額に変更を生じるものではございません。

(1) 減少する資本金の額

会社法第447条第1項の規定に基づき、2020年9月25日現在の資本金の額83,013,000円を73,013,000円減少して10,000,000円とし、減少する資本金の額の全額を資本準備金に振り替えたいと存じます。

(2) 資本金の額の減少の効力発生日

2020年12月1日を予定しております。

第2号議案 取締役4名選任の件

現在の取締役4名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役4名（再任3名、新任1名）の選任をお願いするものがあります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	とみた けんすけ 富田 憲介 (1949年1月8日)	1974年4月 三共(株) (現第一三共(株)) 入社 1987年7月 日本イーライリリー(株) 入社 1989年7月 ローラー・ジャパン(株) (現サノフィ(株)) 入社 1991年10月 (有)イー・シー・エス 代表取締役社長 1991年11月 サンド薬品(株) (現ノバルティスファーマ(株)) 入社 1992年8月 ロース・ブーランローラー Inc. (現サノフィ S.A.) 入社 1994年4月 ロース・ブーランローラー(株) (現サノフィ(株)) 取締役 1994年8月 ロース・ブーランローラー Inc. (現サノフィ S.A.) 副社長、細胞・遺伝子治療部門 (アールピーアールジェンセル) アジア太平洋地域総支配人 1994年8月 エクスピボセラピーズ Inc. 副社長、アジア太平洋地域総支配人 1995年4月 アールピーアールジェンセル(株) 代表取締役社長 2000年6月 アンジエス エムジー(株) (現アンジエス(株)) 代表取締役社長 2001年4月 同社 取締役会長 2002年5月 オンコセラビー・サイエンス(株) 入社 2002年7月 同社 取締役 2002年12月 同社 取締役副社長 2003年4月 同社 代表取締役社長 2003年8月 (有)イー・シー・エス 取締役 (現任) 2004年5月 Sanbio, Inc 取締役 2004年8月 OMAb Parma(株) (現イムナス・ファーマ(株)) 代表取締役社長 2006年6月 ワクチン・サイエンス(株) (現オンコセラビー・サイエンス(株)) 取締役 2010年5月 オンコセラビー・サイエンス(株) 代表取締役会長 2012年4月 当社 顧問 2013年7月 当社 取締役 2013年10月 当社 取締役会長 2014年10月 (株)メディネット 取締役 2018年4月 当社 代表取締役社長 2019年3月 当社 代表取締役会長CEO (現任)	4,342,600株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	おかじま まさつね 岡島 正恒 (1968年1月1日)	1991年4月 ㈱住友銀行(現㈱三井住友銀行) 入行 1996年10月 住友キャピタル証券㈱ 入社 1999年4月 大和証券SBキャピタルマーケティング㈱(現 大和証券㈱) 入社 2006年9月 メディシノバ・インク入社 執行役副社長・東京事務所代表 2007年1月 メディシノバ製薬㈱設立 代表取締役社長 就任 2019年3月 当社 代表取締役社長COO 2020年8月 当社 代表取締役 社長執行役員(現任)	一株
3	さわいのりこ 澤井 典子 (1972年1月28日)	1995年4月 CSKベンチャーキャピタル㈱ 入社 2014年6月 ㈱ディー・エヌ・エー 入社 2019年10月 当社 取締役(現任) 2020年2月 (一財)社会変革推進財団 入職(現任)	一株
4	【新任】 ながいひろただ 永井 宏忠 (1976年6月24日)	2001年4月 厚生労働省 医薬食品局 入省 2003年4月 福岡県庁保健福祉部薬務課 出向 2012年9月 (独)医薬品医療機器総合機構 医療機器審査第一部 出向 2014年7月 ㈱産業革新機構 出向 2017年10月 ㈱京屋 入社 2017年12月 同社 取締役(現任) 2017年12月 ㈱ボル・メド・テック 取締役(現任) 2018年3月 PRDM㈱ 取締役(現任) 2020年5月 リージョナル・フィッシュ㈱ 取締役(現任)	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 澤井典子氏及び永井宏忠氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は両氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 澤井典子氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年であります。
4. 澤井典子氏を社外取締役候補者とした理由については、同氏がバイオ・ヘルスケア分野において長年にわたる知見を持つことから、医療、医学研究分野における各省庁、製薬企業、アカデミア等への幅広いネットワークを活かし、当社の経営にご尽力頂けるものと考えことから、引き続き社外取締役として提案するものであります。同氏は、これまで、直接会社経営に関与された経験はありませんが、上述の通り、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたします。
5. 永井宏忠氏を社外取締役候補者とした理由については、厚生労働省医薬食品局及び(独)医薬品医療機器総合機構での経験を活かし、当社の医薬品承認に際してご尽力頂けるものと考えことから、社外取締役として提案するものであります。
6. 澤井典子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。
7. 永井宏忠氏が社外取締役に選任された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

第3号議案 ストック・オプションとして新株予約権を無償で発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役、監査役、執行役員、従業員及び社外協力者のうち当社の取締役会が認めた者に対し、下記の要領にて、ストック・オプションとして新株予約権を無償で発行すること及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。なお、新株予約権は無償で発行しますが、新株予約権者がその権利を行使する場合は、後記の行使価額の払込みが必要となります。

また、2017年10月26日開催の定時株主総会において、取締役の報酬額につき年額300,000千円以内と承認されており、2019年10月24日開催の定時株主総会において、監査役の報酬額につき年額30,000千円以内と承認されております報酬額とは別枠にて、当社取締役、監査役に対する報酬等として新株予約権を付与することについても、併せてご承認をお願いするものです。

当社取締役、監査役の報酬等として付与する新株予約権の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、当社取締役及び監査役に割り当てる新株予約権の総数を乗じることにより算定するものとします。新株予約権1個当たりの公正価額とは、新株予約権の割当日の株価及び新株予約権の内容等、諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデル等の株式オプション価値算定モデルを用いて算定した公正な評価単価に基づくものであります。

なお、第2号議案が原案通り、承認可決されますと、取締役は4名（うち、社外取締役は2名）、監査役は3名（うち、社外監査役は3名）となります。

1. 新株予約権を特に有利な条件で発行する理由

当社の研究開発の進展に対する貢献意欲や士気を高めることにより、企業価値向上に資すること、及び当社監査役の厳正なる監査への意識を高めることを目的として、上記の目的を適切に達成するため、特に払込金額無償にて発行するものといたします。

また、当社取締役、並びに監査役に対し新株予約権を付与することについては、ストック・オプションの目的で付与するものであり、取締役、並びに監査役の報酬として相当であると存じます。

報酬等としての新株予約権の公正価額は、割当日における諸条件を元に、企業会計基準委員会が公表する「ストック・オプション等に関する会計基準」に記載される株式オプション価格算定モデルを用いて算出するものとします。

2. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社の取締役、監査役、執行役員、従業員及び社外協力者のうち当社の取締役会が認めた者

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本株主総会の委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、当社普通株式1,500,000株を上限とする。このうち、当社取締役が付与する新株予約権の上限は800,000株（うち社外取締役分は40,000株）とし、当社監査役に付与する新株予約権の上限は100,000株とする。

ただし、下記(3)に定める付与株式数の調整を行った場合、新株予約権の目的である株式数の上限は、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

(3) 新株予約権の総数

本株主総会の委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、15,000個を上限とする。このうち、当社取締役が付与する新株予約権の上限は8,000個（うち社外取締役分は400個）とし、当社監査役に付与する新株予約権の上限は1,000個とする。

新株予約権1個当たりの目的である株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が株式分割（普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

なお、上記のほか、当社が、合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下「合併等」という。）を行う場合、その他付与株式数の調整が必要な場合には、当社は、合併等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

(4) 新株予約権の発行価額

新株予約権の発行価額は無償とする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、その行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に1.025を乗じた金額（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。

なお、割当日以降、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

- ① 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

- ② 当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合、又は自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{割当普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{割当普通株式数}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{割当普通株式数}}$$

- ③ 上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。
- ④ 割当日後、当社が合併等を行うなど、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(6) 新株予約権の権利行使期間

新株予約権の割当日の翌日から2年を経過した日より8年以内とする。ただし、権利行使期間の最終日が銀行休業日に当たるときは、その前営業日が最終日となる。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員又は社外協力者のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権の相続はこれを認めない。
- ③ 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

(8) 新株予約権の取得の事由及び条件

- ① 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社は、新株予約権者が上記（7）に規定する行使の条件に該当しなくなったことにより権利を行使できなくなった場合又は権利を放棄した場合は、新株予約権を無償で取得することができる。
- ③ 当社は、いつでも、当社が取得し保有する新株予約権を無償にて消却することができるものとする。

(9) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

(10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(11) 株式交換・株式移転時等の新株予約権の処理の方針等

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）において行使されておらずかつ当社により取得されていない新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は

新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数」等に準じて合理的に決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、(5) ③に従って定める調整後行使価額に、上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記「(6) 新株予約権の権利行使期間」の開始日又は組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「(6) 新株予約権の権利行使期間」の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「(10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
- ⑧ 新株予約権の取得の事由及び条件
上記「(8) 新株予約権の取得の事由及び条件」に準じて決定する。

- (12) 新株予約権の割当日
別途取締役会が定める日とする。

(注) 新株予約権の具体的な発行内容及び割当ての条件は、上記内容の範囲内において、今後開催される当社取締役会の決議をもって決定いたします。

以 上

株主総会会場ご案内

会 場：大阪府吹田市山田丘2-2
大阪大学 吹田キャンパス 銀杏会館3階 阪急電鉄・三和銀行ホール
TEL：072-648-7152（代表）



アクセス：

- ・大阪モノレール彩都線（大阪高速鉄道彩都線）
「阪大病院前駅」より徒歩5分
- ・阪急京都本線「茨木市駅」から近鉄バス「阪大病院・阪大本部前」行に乗車。
「阪大病院前」下車、徒歩5分
- ・北大阪急行電鉄（大阪メトロ御堂筋線）「千里中央駅」、大阪モノレール本線
「千里中央駅」から阪急バス「阪大本部前」行に乗車。
「阪大病院前」下車、徒歩5分

※昨年と会場が異なりますので、お間違えのないようご注意ください。

当日ご来場いただいた株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。